

厚生労働省

組織の名称	老健局
所掌事務	<p>老健局は、これまでに例のない高齢社会を迎える我が国において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度（介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅や地域で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供する仕組み）をはじめとする高齢者介護・福祉施策を推進しています。</p>
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・老健局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・介護保険制度に関する基本的な企画及び立案に関すること。 ・老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する調査及び研究の総括に関すること。 ・介護保険の数理及び統計に関すること。 ・老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定による福祉の措置の実施に関する監査に関すること。 ・老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。 ・介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等に関すること。 ・介護保険法第二条第二項及び第四条第三項の規定による指示に関すること。 ・介護保険法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。 ・介護保険法第百九十七条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定によるものに限る。）に関すること。 ・介護保険法第二百三条の三第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。 ・老健局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
組織の名称	介護保険指導室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定による福祉の措置の実施に関する監査に関すること。 ・老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。 ・介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に関すること。 ・介護保険法第二条第二項及び第四条第三項の規定による指示に関すること。 ・介護保険法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。 ・介護保険法第百九十七条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定によるものに限る。）に関すること。 ・介護保険法第二百三条の三第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。
組織の名称	介護保険計画課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業に関する企画立案等。 ・介護保険法に規定する基本指針及び介護保険事業計画に関すること。 ・老人福祉法に規定する老人福祉計画の策定その他の老人の福祉の増進に関すること。 ・介護保険に関する保険者及び都道府県に対する助成に関すること。 ・介護保険に関する医療保険者の納付金に関すること。 ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（介護保険法第百六十条第二項に規定する介護保険関係業務に関することに限る。）。 ・国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（介護保険法第七十七条に規定する介護保険事業関係業務に関することに限る。）。

組織の名称	高齢者支援課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定する老人福祉施設の規制に関する事。 ・老人福祉法に規定する有料老人ホームに関する事。 ・老人の福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可及び監督（社会福祉法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関する事を除く。）に関する事。 ・障害がある老人の日常生活上の便宜を図るための住宅の改善に関する事。 ・福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関する事（老人に係るものに限る。）。 ・老人の福祉又は保健に関する事業の用に供する施設の整備に関する事。 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）に規定する基本方針及び高齢者居住安定確保計画並びにサービス付き高齢者向け住宅事業に関する事。 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関する事。

組織の名称	認知症施策・地域介護推進課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する施策の企画立案等。 ・老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。 ・老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業の業務に必要な知識及び技術を有する人材の確保に関する事。 ・老人居宅生活支援事業、デイサービスセンター、短期入所施設等に関する事。 ・老人福祉法に規定する老人健康保持事業及び老人クラブに関する事。 ・介護保険法に規定する市町村特別給付及び保健福祉事業に関する事。 ・介護保険法に規定する地域支援事業に関する事。 ・介護保険法第百二十二条の二の規定による交付に関する事。

組織の名称	老人保健課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健の向上に関する企画。 ・介護保険法による要介護・要支援認定等。 ・介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の基準、指定施設サービス等に要する費用の額の基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の基準、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の基準及び指定介護予防支援に要する費用の額の基準に関する事。 ・介護保険法に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額に関する事。 ・介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額、居宅介護住宅改修費支給限度基準額、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額に関する事。 ・介護保険法に規定する食費の基準費用額及び居住費の基準費用額に関する事。 ・介護保険法の規定による保険給付に係る請求、審査及び支払に関する事。